

平成26年1月29日

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案 に対する意見募集の結果

総務省においては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見の募集について、平成25年12月7日（土）から平成26年1月5日（日）までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、以下のとおり、2件の御意見を頂きました。頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1. 政令案の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げ等に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に規定する手数料の額の標準について、見直しを行うものです。

2. 意見募集の結果

上記1の政令案の概要について、平成25年12月7日（土）から平成26年1月5日（日）までの間、意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3. 政令の公布

上記1の政令案に基づいて、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が定められ、平成26年1月29日付で公布されました。

（連絡先）自治財政局調整課

（担当：勘場補佐、畑中主査、高橋事務官）

電話：03-5253-5619

FAX：03-5253-5620

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案」に寄せられた御意見

御意見の概要		御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・今回改正される危険物手数料が全てでないのは何故か。 消費税の改正及び人件費、物件費の変動の影響とのことだが、一部のみ改正となる理由が分からない。 ・改正する金額の根拠を公表されたい。 	1 件	<p>今回の改正では、①消費増税に伴い手数料の額の標準が増額となるもののうち、②人件費や物件費の変動の影響を加味してもなお増額となるもののみを対象としています。このため、危険物手数料のうち一部が改正対象から除外されているものです。</p> <p>なお、危険物手数料のうち、今回改正するものの金額の根拠については、別表のとおりです。</p>
<p>消費税増税に伴い、増額となるのは何故か。</p>	1 件	<p>手数料の額の標準は、その役務を提供するに当たり、必要となる費用を積み上げて算出しており、費用の中には物件費等、消費税が課税されるものが含まれていることから、一般の消費税率引上げの影響を反映させる必要があります。</p>

(単位：円)

手数料の額の標準を改定するもの	現在の金額		改定案	
	内訳 上：人件費 下：物件費	端数処理後	内訳 上：人件費 下：物件費	端数処理後
製造所の設置の許可の申請に係る審査 指定数量の倍数が200超	89,368 2,082	91,000	90,081 2,057	92,000
特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量1,000kl以上5,000kl未満	652,877 168,942	820,000	651,496 182,352	830,000
同5,000kl以上10,000kl未満	763,822 230,341	990,000	758,972 250,127	1,010,000
同10,000kl以上50,000kl未満	810,904 292,588	1,100,000	803,844 318,765	1,120,000
同50,000kl以上100,000kl未満	1,044,512 353,986	1,400,000	1,034,784 386,540	1,420,000
同100,000kl以上200,000kl未満	1,201,524 435,765	1,640,000	1,189,380 474,985	1,660,000
同200,000kl以上300,000kl未満	3,259,268 591,846	3,850,000	3,230,936 644,293	3,880,000
同300,000kl以上400,000kl未満	4,352,790 739,170	5,090,000	4,295,640 804,721	5,100,000
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量1,000kl以上5,000kl未満	869,710 248,941	1,120,000	862,100 263,917	1,130,000
同5,000kl以上10,000kl未満	1,002,247 325,341	1,330,000	990,592 346,978	1,340,000
同10,000kl以上50,000kl未満	1,079,777 402,589	1,480,000	1,064,984 430,901	1,500,000
同100,000kl以上200,000kl未満	1,519,512 595,765	2,120,000	1,498,172 638,260	2,140,000
同200,000kl以上300,000kl未満	3,577,256 751,845	4,330,000	3,539,728 807,568	4,350,000
一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 指定数量の倍数が200超	89,368 2,082	91,000	90,081 2,057	92,000
特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査（溶接部検査） 貯蔵最大数量10,000kl以上50,000kl未満	805,090 148,037	950,000	837,624 153,820	990,000
同100,000kl以上200,000kl未満	1,428,570 222,762	1,650,000	1,490,940 231,449	1,720,000
同200,000kl以上300,000kl未満	2,812,007 370,071	3,180,000	2,938,428 384,530	3,320,000
同300,000kl以上400,000kl未満	3,439,304 448,843	3,890,000	3,594,732 466,261	4,060,000
同400,000kl以上	3,929,211 524,215	4,450,000	4,102,548 544,546	4,650,000
特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 貯蔵最大数量5,000kl以上10,000kl未満	303,402 110,676	410,000	316,320 115,007	430,000
同5,000kl以上10,000kl未満	736,395 185,400	920,000	769,296 192,634	960,000
同100,000kl以上200,000kl未満	938,663 222,762	1,160,000	983,124 231,449	1,210,000
同200,000kl以上300,000kl未満	2,468,367 363,271	2,830,000	2,576,556 377,634	2,950,000
同300,000kl以上400,000kl未満	3,028,960 441,193	3,470,000	3,164,088 458,502	3,620,000
同400,000kl以上	3,476,638 519,115	4,000,000	3,630,996 539,373	4,170,000